

令和5年度事業に係る国家的に重要な研究開発について

1. 概要

総合科学技術・イノベーション会議では、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術・イノベーション会議決定、平成29年7月26日一部改正)に基づき、新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたものについて、評価専門調査会において調査検討を行うものとされている。

今般、各府省に対して、令和5年度予算要求に伴う新規研究開発案件の調査を行い、対象となる研究開発案件がある場合は、評価を実施することとしている。

2. 評価対象案件の選定

(1) 対象となる研究開発案件の選定方法

新規研究開発案件の全体像を把握するために、第123回評価専門調査会で決定された、「国費総額200億円以上」又は「令和5年度政府予算案額20億円以上」の研究開発案件を対象に調査し、その結果を踏まえ、評価専門調査会において、評価の対象となる総額約300億円以上の大規模研究開発案件（以下「大規模新規案件」という。）を選定することとする。

(2) 各府省に対する調査の結果

「国費総額200億円以上」又は「令和5年度政府予算案額20億円以上」の研究開発案件を調査した結果は下表のとおり。

省庁名	研究開発名	実施期間 (年度)	令和5年度 政府予算案額 (億円)	国費 総額 (億円)
経済産業省	競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業	R5～R9 (5年間)	80	未定
経済産業省	省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業	R5～R9 (5年間)	34	未定

3. まとめ

今回の調査において、「競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業」は、実施期間中に政府予算案と同規模の予算が毎年投入されたとした場合、5年間で国費総額が400億円規模となるため、大規模研究開発の新規案件に該当する可能性があることから、経済産業省に対して、令和5年度に事業が具体化した段階で報告を求め、評価専門調査会大規模研究開発評価WGにて評価を実施することとしたい。